

【テレビ窓口業務終了に伴う各種規定改定について】

1. 2025 年 6 月 30 日(月)をもちまして以下の各種規定を改定いたします。

(1)対象規定

● 貯蓄預金規定	● キャッシュカード規定	● 貯蓄キャッシュカード規定※
● 当座キャッシュカード規定	● IC キャッシュカード規定※	● マイカード・カードローンカード規定※

(2)改定内容

貯蓄預金規定		
条項	現状	本件後(改定内容に <u>下線</u>)
17 条 キャッシュカードについて		
	この預金についてキャッシュカード(以下「カード」という。)を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当行所定の手段により、「テレビ窓口」で各種届出等の申込ができます。 ご利用時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	<u>削除</u> (以降の条項繰り上げ)

当座キャッシュカード規定		
条項	現状(本件後の削除箇所 <u>に下線</u>)	本件後
9 条 カードの紛失、盗難、届出事項の変更等		
2 項	前項の届出の前に、カードを紛失し、または盗取された旨電話 <u>またはテレビ窓口</u> による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。	前項の届出の前に、カードを紛失し、または盗取された旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。

以下に例示した規定以外にも、本紙 1. (1)※の規定は同様の改定を行います。

キャッシュカード規定		
条項	現状(本件後の削除箇所に下線)	本件後
12 条 届出事項の変更、カード紛失・盗難、カード再発行等		
3 項	カードを紛失し、または盗取された旨、電話、 <u>テレビ窓口</u> または当行所定のインターネット等を用いた方法による届出が当行所定の受付場所にあった場合にも、当行所定の確認を実施して、前項と同様に取り扱います。この場合には、前項の書面による届出は必要ないものとします。ただし、当該口座を解約するときなどに別途カード取引解約の届出をいただく場合があります。	カードを紛失し、または盗取された旨、電話または当行所定のインターネット等を用いた方法による届出が当行所定の受付場所にあった場合にも、当行所定の確認を実施して、前項と同様に取り扱います。この場合には、前項の書面による届出は必要ないものとします。ただし、当該口座を解約するときなどに別途カード取引解約の届出をいただく場合があります。
4 項	カードを紛失し、または盗取された場合で、カードの再発行が必要なときは、当行所定の書面により依頼をしてください。この場合、カードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。なお、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 また、第 3 項によるカードを紛失し、または盗取された旨の電話、<u>テレビ窓口</u>または当行所定のインターネット等を用いた方法による届出があったときに、紛失し、または盗取されたカードの種類等によっては電話、<u>テレビ窓口</u>または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼によるカードの再発行についてご案内する場合があります。 この場合、ご案内する当行所定のカード再発行の内容につき了解のうえ再発行の依頼をいただいたときには、当行所定の手続後、カードの再発行を行うことができるものとします。なお、再発行にあたっては相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 また、この電話、<u>テレビ窓口</u>または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼によるカードの再発行を行う場合には、当行所定の書面による依頼は不要とします。	カードを紛失し、または盗取された場合で、カードの再発行が必要なときは、当行所定の書面により依頼をしてください。この場合、カードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。なお、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 また、第 3 項によるカードを紛失し、または盗取された旨の電話または当行所定のインターネット等を用いた方法による届出があったときに、紛失し、または盗取されたカードの種類等によっては電話または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼によるカードの再発行についてご案内する場合があります。 この場合、ご案内する当行所定のカード再発行の内容につき了解のうえ再発行の依頼をいただいたときには、当行所定の手続後、カードの再発行を行うことができるものとします。なお、再発行にあたっては相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 また、この電話または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼によるカードの再発行を行う場合には、当行所定の書面による依頼は不要とします。
5 項	カードを再発行する場合には、当行所定の手数料をいただく場合があります。なお、電話、 <u>テレビ窓口</u> または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼によりカードの再発行を行う場合には、普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、普通預金・総合口座通帳および預金払戻請求書の提出なしに、カードを再発行する口座から自動振替の方法により前記手数料を引落すことができるものとします。	カードを再発行する場合には、当行所定の手数料をいただく場合があります。なお、電話または当行所定のインターネット等を用いた方法での依頼によりカードの再発行を行う場合には、普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、普通預金・総合口座通帳および預金払戻請求書の提出なしに、カードを再発行する口座から自動振替の方法により前記手数料を引落すことができるものとします。

2. 2025 年 8 月 1 日 (金)をもちまして以下の各種規定を改定いたします。

(1)対象規定

● 普通預金(照合表口)規定	● かんたん手続アプリ 利用規定	● 店頭 IC カード認証規定
● 普通預金規定	● 印鑑レス口座取引規定	

(2)改定内容

普通預金(照合表口)規定		
条項	現状	本件後(改定内容に <u>下線</u>)
15 条 キャッシュカードについて		
	この預金についてキャッシュカード(以下「カード」という。)を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当行所定の手段により、「テレビ窓口」で各種届出等の申込ができます。ご利用時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	<u>削除</u> (以降の条項繰り上げ)

普通預金規定		
条項	現状(本件後の削除箇所) <u>に下線</u>	本件後
16 条 キャッシュカードについて		
2 項	この預金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して、電話機、パーソナルコンピューター等を通じて、電話やインターネット等により「三菱 UFJ ダイレクト」ほか各種サービスの申込、利用、各種届出等の申込ができます。 <u>また、同カードの届出の暗証を使用して、「テレビ窓口」で各種届出等の申込ができます。</u> ご利用時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	この預金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して、電話機、パーソナルコンピューター等を通じて、電話やインターネット等により「三菱 UFJ ダイレクト」ほか各種サービスの申込、利用、各種届出等の申込ができます。ご利用時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

かんたん手続アプリ 利用規定

条項	現状(本件後の削除箇所の下線)	本件後
4 条 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行		
2 項	本アプリでは、通帳またはキャッシュカード(当行所定のものに限りします。)を紛失または盗取されたお客さまで、当行所定の書面による届出、電話もしくは <u>テレビ窓口</u> による当行所定の受付場所への届出、または本アプリによる紛失・盗難届出その他の当行所定のインターネット等を用いた方法による届出(以下、「紛失・盗難届出」と総称します。)を済ませた方について、当該通帳またはキャッシュカードの再発行の手続きを行うことができます。お客さまが本アプリにより、紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行を申し込まれた場合(以下、「本アプリによる盗難等通帳・キャッシュカードの再発行申し込み等」といいます。)、再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。なお、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	本アプリでは、通帳またはキャッシュカード(当行所定のものに限りします。)を紛失または盗取されたお客さまで、当行所定の書面による届出、電話による当行所定の受付場所への届出、または本アプリによる紛失・盗難届出その他の当行所定のインターネット等を用いた方法による届出(以下、「紛失・盗難届出」と総称します。)を済ませた方について、当該通帳またはキャッシュカードの再発行の手続きを行うことができます。お客さまが本アプリにより、紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行を申し込まれた場合(以下、「本アプリによる盗難等通帳・キャッシュカードの再発行申し込み等」といいます。)、再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。なお、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
8 条 印鑑の紛失・盗難の届出および印鑑レス口座への切替え		
4 項 ①	お客さまが当行の窓口(<u>テレビ窓口を含みます。</u>)において、印鑑レス口座での取引をされる場合は店頭 IC カード認証での本人確認を行います。印鑑紛失・盗難届出に伴う印鑑レス切替完了後は現在の印鑑の届出状況に関わらず、共通印鑑届が提出されたのと同様の扱いとし、印鑑レス口座へ切替したすべての口座で店頭 IC カード認証での本人確認を行うことができます。窓口でのお取引時は IC キャッシュカードをお持ちください。	お客さまが当行の窓口において、印鑑レス口座での取引をされる場合は店頭 IC カード認証での本人確認を行います。印鑑紛失・盗難届出に伴う印鑑レス切替完了後は現在の印鑑の届出状況に関わらず、共通印鑑届が提出されたのと同様の扱いとし、印鑑レス口座へ切替したすべての口座で店頭 IC カード認証での本人確認を行うことができます。窓口でのお取引時は IC キャッシュカードをお持ちください。
11 条 氏名変更および印鑑レス口座への切替え		
3 項 ①	お客さまが当行の窓口(<u>テレビ窓口を含みます。</u>)において、印鑑レス口座での取引をされる場合は店頭 IC カード認証での本人確認を行います。氏名変更・印鑑レス切替完了後は現在の印鑑の届出状況に関わらず、共通印鑑届が提出されたのと同様の扱いとし、お持ちのすべての口座で店頭 IC カード認証での本人確認を行うことができます。窓口でのお取引時は IC キャッシュカードをお持ちください。	お客さまが当行の窓口において、印鑑レス口座での取引をされる場合は店頭 IC カード認証での本人確認を行います。氏名変更・印鑑レス切替完了後は現在の印鑑の届出状況に関わらず、共通印鑑届が提出されたのと同様の扱いとし、お持ちのすべての口座で店頭 IC カード認証での本人確認を行うことができます。窓口でのお取引時は IC キャッシュカードをお持ちください。

印鑑レス口座取引規定		
条項	現状(本件後の削除箇所に <u>下線</u>)	本件後
4 条 (印鑑レス口座に係る取引)		
2 項	お客さまが、当行の窓口(テレビ窓口を含みます。以下同じです。)において、印鑑レス口座での取引をされる場合は、店頭 IC カード認証での本人確認を行います。この場合、当行所定の本人確認資料の提示を求めることがあります。	お客さまが、当行の窓口において、印鑑レス口座での取引をされる場合は、店頭 IC カード認証での本人確認を行います。この場合、当行所定の本人確認資料の提示を求めることがあります。

店頭 IC カード認証規定		
条項	現状(本件後の削除箇所に <u>下線</u>)	本件後
2 条 (適用範囲)		
	普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した IC カードを保有する個人のお客さま(ただし、代理人、任意団体および当行が別途定めた方を除きます。)は、当行国内本支店の窓口 <u>またはテレビ窓口</u> にて、店頭 IC カード認証を第 4 条に定める取引に利用することができます。	普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した IC カードを保有する個人のお客さま(ただし、代理人、任意団体および当行が別途定めた方を除きます。)は、当行国内本支店の窓口にて、店頭 IC カード認証を第 4 条に定める取引に利用することができます。

以 上